

# 令和元年東日本台風 須賀川市被災の記録

令和3年8月

須賀川市



## 「令和元年東日本台風 須賀川市被災の記録」

被災状況写真	1
1 被害状況	6
2 経過（時系列記録）	7
3 市の動き	
(1) 避難所の開設状況	10
(2) 他自治体からの人的支援状況	11
(3) 義援金・寄附金・救援物資の状況	12
4 各種支援制度	
(1) り災証明書等	13
(2) 見舞金・貸付金・給付金	15
(3) 税等（減免・延長）	21
(4) 医療・介護	29
(5) 子育て・教育	32
(6) 上下水道・住宅	36
(7) 農業・商工業	42
(8) 衛生・健康・災害ごみ	45
(9) その他	46

### ～参考資料～

- ・台風 19 号被害に伴う申請・相談窓口案内図
- ・令和元年台風第 19 号の暴風雨による各種支援制度のご案内（第 6 版）

※令和元年台風第 19 号 正式名称：令和元年東日本台風（令和 2 年 2 月 19 日気象庁命名）

## ＜ 令和元年東日本台風（台風第19号）の概要 ＞

台風の勢力等	勢力（※上陸直前）	955 hPa
	最大風速（※上陸直前）	40 m/s
	強風域半径（※上陸直前）	600 km
実績雨量	白河雨量観測所	368.5 mm/17h
	真船雨量観測所	148.0 mm/17h
	長沼雨量観測所	283.5 mm/17h
実績最大1時間雨量	白河雨量観測所	45.0 mm/h
	真船雨量観測所	16.0 mm/h
	長沼雨量観測所	31.0 mm/h
最高水位	須賀川水位観測所 （阿武隈川（国））	9.61 m (令和元年10月13日 7時20分時点)
	西川水位観測所 （釈迦堂川（県））	6.77 m (令和元年10月13日 1時30分時点)

# 被災状況写真



ケーズデンキ周辺（崩免地内）



須賀川市民スポーツ広場（中曽根地内）



ふれあいセンター（長祿町）



中宿橋（古屋敷地内）から  
釈迦堂川上流方面



滑川地内



卸団地（卸町地内）



下江持地内



下江持救助の様子



下江持橋（江持地内）から  
阿武隈川下流方面



館取町地内



丸田町交差点



古屋敷地内



公立岩瀬病院屋上  
(市民スポーツ広場方面)



市野関地内



小作田地内



須賀川市立第一保育所



県道母畑須賀川線  
(市街地から小作田橋方面)



前田川地内



須賀川アリーナ（牛袋町地内）



未来大橋周辺（柳山地内）



浜尾地内



イオンタウン須賀川  
（古河地内）

# 1 被害状況

## (1) 人的被害

3人(直接死2人、関連死1人)

## (2) 物的被害(令和2年12月末時点)

### ア 家屋被害状況

被害区分	全 壊	半 壊	床下浸水	計
被害件数	155	675	232	1,062

### イ 公共施設被害

施設名	被害状況
須賀川アリーナ	床上浸水
浜田地域体育館	
第一保育所	

### ウ 農業被害

種 別	箇所数、面積	被害額(千円)
農業用施設(農道、水路、堰等)	714 箇所	1,858,990
林道(法面崩れ、路盤破損等)	18 路線	68,120
農作物(米、野菜、果樹等)	210.47ha	270,008
合 計		2,197,118

### エ 道路等被害

	種 別	箇所数	被害額(千円)	内 容
国庫補助 対象	道 路	24 箇所	153,242	路肩崩れ、路面損傷等
	河 川	1 箇所	11,832	護岸洗掘等、ポンプ場被災
	公 園	1 箇所	4,235	土砂堆積、浸水による破損
	都市施設	2 箇所	215,768	ポンプ場被災
	下水道	2 箇所	10,395	浸水による破損等
	計	30 箇所	395,472	
国庫補助 対象以外	道 路	235 箇所	73,257	法面、路肩崩れ、路面損傷等
	河 川	48 箇所	28,194	河川法面の洗掘等
	公 園	4 箇所	1,987	土砂堆積等
	下水道	1 箇所	5,005	浸水による破損等
	上水道	1 箇所	2,442	配水本管破断
	計	289 箇所	110,885	
合 計		319 箇所	506,357	

### オ 商工業関連被害

被害事業所総数	被害額(千円)		
	市調査分	商工会義所、 商工会 調査分	合計
314 件	2,551,061 (152 件)	2,732,660 (111 件)	5,283,721 (263 件)

※1 市の被害額調査は、アンケート形式によるもので、回答率76%である。

※2 被災事業所総数に対する被害額調査率は、84%である。

## 2 経過(時系列記録)

令和元年 10 月 11 日～14 日

月	日	時刻	できごと
10月	11日(金)	13:45	市政経営会議(台風の概要、職員自宅待機等を指示)
		12日(土)	10:00
		14:00	自主避難所開設「武道館」
		14:09	大雨警報、暴風警報発表
		14:45	福祉避難所開設「保健センター」
		15:30	土砂災害警戒情報発表
		15:48	洪水警報発表
		16:00	警察署リエゾン派遣
			避難所開設 長沼公民館
		16:30	避難勧告(レベル4)長沼
			避難所開設 いわせ地域トレーニングセンター
		16:38	避難勧告(レベル4)岩瀬
		17:00	災害対策本部設置(庁内会議) (台風の進路や今後の雨の予報、避難勧告の発令)
			避難勧告(レベル4)阿武隈川・釈迦堂川流域
			避難所開設 西一小、大東公民館
		17:13	避難所開設 堤区民館 ※区で開設
		17:15	避難所開設 阿武隈小学校
		17:20	避難所開設 小塩江公民館
		17:30	避難所開設 第一小学校
		17:40	避難所開設 第二中学校
		18:00	白河の雨量がピーク44.5mm/h 館取ポンプ稼働
		18:15	仲の町ポンプ稼働
		18:30	古屋敷ポンプ稼働
		18:36	避難勧告(レベル4)小塩江
		18:40	避難勧告(レベル4)大東
		19:00	災害対策本部会議(消防団長参加) (台風進路や今後の雨・水位の予報、避難指示の発令)
			避難指示(レベル4)阿武隈川、釈迦堂川流域、長沼、岩瀬
		19:30	牛袋町ポンプ稼働

月	日	時刻	できごと
10月	12日(土)	19:45	堀底ポンプ稼働
		19:50	大雨特別警報発表
			消防署リエゾン派遣2名
		20:00	長沼の雨量がピーク31.0mm/h
		20:10	江持ポンプ稼働
		20:30	避難所開設 稲田地域体育館
		20:50	避難所開設 柏城小学校
		21:00	避難所開設 東公民館
		21:15	避難所開設 第二小学校
		21:20	危険回避のため、ポンプ操作員撤収
		22:00	避難指示(レベル4)大東、小塩江
		22:30	国交省リエゾン派遣
		23:40	【越水】下の川(妙見遊園地付近)
		23:50	【越水】下江持橋下流、滑川
	災害発生情報(レベル5)江持、滑川		
	13日(日)	0:10	【越水】岩渕地内
		0:27	【内水氾濫】江持、古屋敷、
		0:30	【内水氾濫】館取
		0:50	災害発生情報(レベル5)岩渕
		1:00	消防本部、床上69cmの浸水
		1:30	釈迦堂川最高水位6.77m
			下の川ゲートポンプ浸水により停止
		4:00	大雨特別警報→大雨警報 暴風警報→強風注意報 避難者数のピーク(避難所21か所、436世帯1,053人が避難)
		4:13	【内水氾濫】川東駅付近
		5:35	自衛隊派遣依頼→救助活動
		7:20	阿武隈川最高水位9.61m
		9:00	防災ヘリ出動要請
9:15		福島県リエゾン派遣	
9:57	土砂災害警戒情報解除		

月	日	時刻	できごと
10月	13日(日)	10:00	災害対策本部(消防団長参加) (災害対応の現状、今後の復旧予定)
		10:20	災害発生情報(レベル5)和田
		10:50	【越水】和田
		10:58	大雨警報→大雨注意報
		14:00	コールセンター設置
	14日(月)	4:00	農業用ため池氾濫、須賀川 IC 通行止め
		8:30	相談窓口設置
		10:00	災害対策本部 (災害対応の現状、今後の復旧予定、避難指示の解除)
		14:55	洪水警報解除
		15:25	全ての避難指示を解除

### 3 市の動き

#### (1) 避難所の開設状況

No.	避難所名	10月 延人数	11月 延人数	12月 延人数	1月 延人数	合計延人数
1	第一小学校体育館(10月12日～25日)	698				698
2	第二小学校体育館(10月12日～14日)	168				168
3	市武道館(10月12日～12月7日)	672	383	12		1,067
4	第二中学校体育館(10月12日～14日)	511				511
5	阿武隈小学校体育館(10月12日～14日)	149				149
6	西袋第一小学校体育館(10月12日～14日)	188				188
7	稲田地域体育館(10月12日～13日)	32				32
8	東公民館(10月12日～11月8日)	474	32			506
9	小塩江公民館(10月12日～13日)	32				32
10	堤区民会館(10月12日～13日)	4				4
11	柏城小学校体育館(10月12日～13日)	22				22
12	大東公民館(10月12日～12月26日)	479	175	182		836
13	大東小学校(10月13日)	72				72
14	長沼保健センター(10月12日～13日)	10				10
15	長沼公民館(10月12日～13日)	26				26
16	いわせ地域トレーニングセンター(10月12日～13日)	8				8
17	岩瀬市民サービスセンター					0
18	保健センター(10月12日～16日)	93				93
19	グループホームやまゆり(10月12日～13日)	2				2
20	エルピス(10月13日～1月31日)	153	142	108	112	515
21	愛寿園(10月14日～1月31日)	80	150	124	84	438
22	グループホーム楓の郷(10月15日～12月8日)	34	60	16		110
23	シオンの園(10月21日～1月31日)	11	30	27	28	96
24	いわせ長寿苑(10月21日～1月31日)	22	116	89	84	311
25	グループホームいにしえ(11月30日～1月31日)		1	27	28	56
26	滑川区民館(10月12日～19日)	87				87
27	岩淵公民館(10月12日～13日)	76				76
28	仁井田公民館(10月12日～13日)	18				18
29	下小山田公民館(10月13日～11月5日)	126	10			136
30	前田川公民館(10月12日～12月8日)	711	596	72		1,379
31	丸田町会館(10月12日～11月3日)	492	33			525
32	昭和町集会所(10月15日～12月8日)	123	150	40		313
	計	5,573	1,878	697	336	8,484

(2) 他自治体からの人的支援状況

都道府 県名	市町村 名	実施期間	業務内容	派遣 人数	派遣 実績 延べ 人数
福島県		令和元年 10 月 23 日(水) ～10 月 27 日(日)	被害家屋の調査業務	5	25
		令和元年 11 月 12 日(火) ～11 月 30 日(土)	災害ゴミ仮置き場対応業務	32	32
福島県	天栄村	令和元年 10 月 21 日(月) ～11 月 4 日(月)	避難所運營業務 (須賀川市武道館、 須賀川市立第一小学校)	10	56
	昭和村	令和元年 10 月 23 日(水) ～11 月 11 日(月)	被害家屋の消毒業務等	12	60
大阪府	大阪市	令和元年 10 月 21 日(月) ～11 月 9 日(土)	危機管理室・本部 (一部被害家屋の 調査業務を含む)	11	58
		令和元年 10 月 28 日(月) ～11 月 7 日(木)	被害家屋の消毒業務	30	165
		令和元年 10 月 28 日(月) ～11 月 1 日(金)	被害家屋の調査業務等	5	25
		令和元年 11 月 4 日(月) ～11 月 9 日(土)	避難所運營業務	6	24

### (3) 義援金・寄附金・救援物資の状況

(令和元年10月12日～令和2年12月31日)

No.	課 名	支援物資	義援金等
1	企画財政課(現・企画政策課)		6
2	税務課		403
3	生活課(現・市民安全課)		2
4	生涯学習スポーツ課		1
5	東公民館	11	
6	稲田公民館	1	
7	社会福祉課		132
8	商工労政課(現・商工課)		5
9	観光交流課	101	3
10	道路河川課	1	1
11	下水道施設課		1
12	議会事務局		3
13	農業委員会事務局	1	
14	学校教育課	4	
15	こども課	9	3
	合 計	128	560

#### 義援金等の合計件数と金額

No.	名称	件数	金額
1	義援金	133	23,597,254
2	寄附金	417	12,968,270
3	見舞金	8	6,104,352
4	助成金	2	1,500,000
	合計	560	44,169,876

## 4 各種支援制度（実績は令和2年12月末時点）

### (1) リ災証明書等

#### 1 リ災証明書申請

支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「リ災証明書」により、各種支援制度が利用できる。
対象者	住家の被害を受けた市内住居者で、住居地に住民票がないため、「リ災証明書」が届いていない方
担当	税務課 固定資産税係
<b>実績</b>	1,628件（全壊：187件、大規模半壊：298件、半壊：605件、 一部損壊（損害割合が10%以上20%未満の住家）：1件、 一部損壊（10%未満）：537件）

#### 2 リ災証明書交付（自己判定方式）

支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「リ災証明書」により、各種支援制度が利用できる。
対象者	住家の被害を受けた市内住居者で、被害状況が「一部損壊（準半壊）」に至らないとなる見込みであるため、自己判定方式により「リ災証明書」に合意できる方
担当	税務課 固定資産税係
<b>実績</b>	8件

#### 3 建物の被害認定再調査

支援の内容	市が実施した被害認定調査の判定結果に納得できない場合は、再調査を申請することができる。
対象者	リ災証明書を交付された方
担当	税務課 固定資産税係
<b>実績</b>	11件

#### 4 リ災証明書再交付

支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「リ災証明書」により、各種支援制度が利用できる。
対象者	住家の被害を受けた市内住居者で、「リ災証明書」が交付された方
担当	税務課 固定資産税係
<b>実績</b>	541件

#### 5 被災証明書交付

支援の内容	家屋及び家屋以外の工作物（物置、カーポート等）や自動車などの動産の被災について、市に届け出たという行為を証明するもの。なお、この証明書は、「被災の程度」を証明するものではない。
対象者	被災された方
担当	税務課 固定資産税係
<b>実績</b>	233件

#### 6 証明書交付手数料の免除

支援の内容	復興手続や各種支援制度等の申請に添付する証明書の交付手数料を免除。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類 印鑑登録証明書、住民票の写し</li> <li>所得及び課税証明書、納税証明書、資産証明書</li> </ul> ※コンビニ交付は、対象外となる。 ※すでに納入された手数料の還付はない。												
対象者	須賀川市が発行する「リ災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員												
担当	税務課 税制係、市民課、各市民サービスセンター												
<b>実績</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">税証明</td> <td style="width: 30%;">518件</td> <td style="width: 30%;">155,400円</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>住民票</td> <td>1,492件</td> <td>447,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>印鑑登録</td> <td>563件</td> <td>168,900円</td> <td></td> </tr> </table>	税証明	518件	155,400円		住民票	1,492件	447,600円		印鑑登録	563件	168,900円	
税証明	518件	155,400円											
住民票	1,492件	447,600円											
印鑑登録	563件	168,900円											

## (2) 見舞金・貸付金・給付金

### 7 災害見舞金

支援の内容	災害により住居に被害のあった世帯に対し、災害見舞金を給付。 全壊 10万円 半壊（大規模半壊含む） 5万円
対象者	現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯 ※建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象とならない。 ※倉庫、店舗等については対象とならない。
担当	社会福祉課 福祉総務係
<b>実績</b>	1,152件 66,850,000円

### 8 災害援護資金貸付金

支援の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けする制度。貸付限度額等は、次ページのとおり。
対象者	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊 ※貸付を受けるには連帯保証人をつけることが必要。 ※所得制限があり、所得制限は次ページのとおり。
担当	社会福祉課 福祉総務係
<b>実績</b>	8件 14,700,000円

貸付限度額等

貸付 限度額	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	※住居を建て直す場合	350万円
	エ 住宅の全壊	350万円
	1 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	※住居を建て直す場合	250万円
	ウ 住居の全壊	250万円
	※住居を立て直す場合	350万円
貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年	
償還期間	10年（据置期間を含む。）	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込期限	令和2年1月31日	

所得制限

世帯人員	市町村民税における平成30年中の総所得金額
1人	220万円以下
2人	430万円以下
3人	620万円以下
4人	730万円以下
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

申込みに必要な書類

申込みに必要な書類	申込人			連帯 保証人
	全半壊	家財1/3	負傷 のみ	
(1) 災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	○	○	

(2) 住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
(3) 所得証明書(平成30年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
(4) 医師の診断書	△	△	○	
(5) リ災証明書の写し	○	○	○	
(6) 家財の損害状況調書(所定のもの)		○		
(7) 解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
(8) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		

○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類

貸付けの段階で必要な書類

- ・印鑑証明書(借受人、連帯保証人)

## 9 災害弔慰金

支援の内容	<p>災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給する制度。災害弔慰金の支給額は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活維持者が死亡した場合 500万円</li> <li>・その他の者が死亡した場合 250万円</li> </ul>
対象者	<p>災害により死亡された方(須賀川市に住民登録のある方、外国人登録がある方)のご遺族。</p> <p>支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母。</p> <p>※①から⑤の遺族がいずれもない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る)</p>
担当	社会福祉課 福祉総務係
<b>実績</b>	1人 2,500,000円

## 10 災害障害見舞金

<p>支援の内容</p>	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給する制度。</p> <p>災害障害見舞金の支給額は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250万円</li> <li>・その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①両眼が失明された方</li> <li>②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃された方</li> <li>③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方</li> <li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方</li> <li>⑤両上肢を肘関節以上で失われた方</li> <li>⑥両上肢の用を全廃された方</li> <li>⑦両下肢を膝関節以上で失われた方</li> <li>⑧両下肢の用を全廃された方</li> <li>⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方</li> </ul>
<p>担当</p>	<p>社会福祉課 福祉総務係</p>
<p><b>実績</b></p>	<p>-</p>

## 11 被災者生活再建支援制度

支援の内容	<p>居住する住宅が災害により全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建を支援するため、支援金を給付する制度。</p> <p>基礎支援金は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊世帯 100万円（単身世帯75万円）</li> <li>・大規模半壊世帯 50万円（単身世帯37万5千円）</li> </ul> <p>加算支援金は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を建設・購入する場合 200万円（単身世帯150万円）</li> <li>・補修する場合 100万円（単身世帯75万円）</li> <li>・賃借する場合（公営住宅を除く） 50万円（37万5千円）</li> </ul>
対象者	居住する住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯
担当	社会福祉課 福祉総務係
<b>実績</b>	<p>基礎支援金 514件</p> <p>加算支援金 354件          合計 701,625,000円</p>

## 12 災害義援金（県・市配布分）

支援の内容	<p>住家が全壊、半壊（大規模半壊を含む）、一部損壊（準半壊）、一部損壊（10%未満）の被害を受けた世帯へ、県・市義援金を配分する制度。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">県</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊含む）</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（準半壊）</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">25,000円</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（10%未満）</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">12,500円</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>			県	市	合計	全壊	1世帯当たり	100,000円	20,000円	120,000円	半壊（大規模半壊含む）	1世帯当たり	50,000円	10,000円	60,000円	一部損壊（準半壊）	1世帯当たり	25,000円	5,000円	30,000円	一部損壊（10%未満）	1世帯当たり	12,500円	2,500円	15,000円
		県	市	合計																						
全壊	1世帯当たり	100,000円	20,000円	120,000円																						
半壊（大規模半壊含む）	1世帯当たり	50,000円	10,000円	60,000円																						
一部損壊（準半壊）	1世帯当たり	25,000円	5,000円	30,000円																						
一部損壊（10%未満）	1世帯当たり	12,500円	2,500円	15,000円																						
対象者	住家が全壊、半壊（大規模半壊を含む）、一部損壊（準半壊）、一部損壊（10%未満）の被害を受けた世帯																									
担当	社会福祉課 福祉総務係																									
<b>実績</b>	<p>市・県 合計1,464世帯</p> <p>市 23,370,000円</p> <p>県 393,340,000円</p>																									

### 13 被災者特別支援金

<p>支援の内容</p>	<p>住家に被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊の世帯に対し、特別支援金を支給する制度。</p> <p>支給額は、次のとおり。</p> <p>県負担分：1世帯当たり10万円</p> <p>市負担分：1世帯当たり 5万円</p> <p>合 計：1世帯当たり15万円</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家に半壊の被害を受けた世帯</li> <li>・ 半壊世帯のうち、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（No. 11）が支給される世帯は、特別支援金の支給対象外となる。</li> </ul> <p>※特別支援金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は、特別支援金を返還する。</p>
<p>担当</p>	<p>社会福祉課 福祉総務係</p>
<p><b>実績</b></p>	<p>554件    83,100,000円</p>

### (3) 税等（減免・延長）

#### 14 個人市県民税の減免

#### 支援の内容

平成31年度個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免する制度。

- ・ 普通徴収 : 第3期分以降
- ・ 給与特別徴収 : 10月徴収分以降
- ・ 年金特別徴収 : 10月徴収分以降

#### ●減免を受けることができる要件及び減免の割合等

##### (1) 個人市県民税の減免割合等

納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び平成30年中の合計所得金額に応じた減免の割合。ただし、平成30年中の合計所得金額が、1,000万円以下の方に限る。

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき
500万円以下	1/2	全部
750万円以下	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4

##### (2) 災害により農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（※1）が、平年（※2）における農作物の合計収入金額の3/10以上となる方に対し、農業所得に係る市県民税の所得割の額について、平成30年中の合計所得金額に応じた割合により減免。

ただし、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の方に限る。

（※1） 農業共済金等により補てんされる金額を除く。

（※2） 平年とは過去3年間の平均をいう。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
750万円超	2/10

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に所有し、かつ、居住していた住宅が半壊以上の被害の認定を受けた方</li> <li>※倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は、対象にならない。</li> <li>・ 自己（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有する家財の損害の程度が2/10以上の方</li> <li>・ 農作物の減収による損失額が、平年における農作物の合計収入金額の3/10以上の方</li> </ul>
担当	税務課 市民税係
<b>実績</b>	516件 25,187,600円

## 15 固定資産税・都市計画税の減免

支援の内容	<p>災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額。</p> <p>●対象納期限 : 平成31年度 第3期以降 令和2年度 全期</p> <p>(1) 土地が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の8</td> <td style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 家屋が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免の割合	被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4	損害の程度	減免の割合	全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
	損害の程度	減免の割合																	
被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部																		
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8																		
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6																		
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4																		
損害の程度	減免の割合																		
全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部																		
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6																		
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4																		

(3) 償却資産が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき 又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱う。

対象者	納税義務者
担当	税務課 固定資産税係
実績	1,565件 33,464,300円（平成31年度）
	1,572件 41,064,700円（令和2年度）

16 国民健康保険税の減免

支援の内容

○住宅への被害 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊・半壊	1/2
床上浸水(上記に該当する場合を除く。)	1/2

○収入の減少 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3のすべての要件に該当する世帯

- 1 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額)が前年の事業収入等の額の3/10以上
- 2 前年の合計所得が1,000万円以下
- 3 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【表1】

$$\text{対象保険税額} = A \times B / C$$

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B: 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額

C: 当該世帯の前年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	8/10
550万円以下であるとき	6/10
750万円以下であるとき	4/10
1000万円以下であるとき	2/10

【表1】×【表2】により算定 事業等の廃止や失業の場合は、対象保険税額の全部を免除、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用

○人的被害 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた世帯及び行方不明となった世帯 全部免除

	<b>減免対象期間</b> 令和元年度 普通徴収4、5、6、7、8期分 特別徴収10、12、2月徴収分 令和2年度 減免基準によって算定した4月から9月分に相当する分
対象者	国民健康保険税の納税義務者で要件に該当する方
担当	保険年金課 国保税係
<b>実績</b>	令和元年度 393件 21,111,100円 令和2年度 378件 13,712,000円

### 17 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除

支援の内容	国民年金保険料全額免除 令和元年度 月額 16,410円 令和2年度 月額 16,540円 (注) ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ1/2として計算する。 免除期間 令和元年9月分から令和3年6月分 (令和2年7月分以降については改めて申請が必要)
対象者	国民年金第1号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること
担当	保険年金課 年金高齢医療係
<b>実績</b>	令和元年度 51件 令和2年度 9件

### 18 後期高齢者医療保険料の減免

支援の内容	1 保険料の減免額								
	①主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた方								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害状況</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1を超えない範囲で 広域連合が決定</td> </tr> </tbody> </table>	被害状況	減免の割合	全壊	全額	大規模半壊・半壊	2分の1	床上浸水	2分の1を超えない範囲で 広域連合が決定
	被害状況	減免の割合							
	全壊	全額							
大規模半壊・半壊	2分の1								
床上浸水	2分の1を超えない範囲で 広域連合が決定								

②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3のすべての要件に該当する世帯

- 1 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が前年の事業収入等の額の 3/10以上
- 2 前年の合計所得が 1,000万円以下
- 3 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下

対象保険料額 = A × B / C

A：被保険者の保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	8/10
550万円以下であるとき	6/10
750万円以下であるとき	4/10
1000万円以下であるとき	2/10

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

③主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた世帯及び当該世帯の者が行方不明となった世帯 全部免除

## 2 対象保険料

### ①令和元年度の保険料

災害発生日（令和元年10月12日）から令和2年6月30日までに納期限が到来する額

### ②令和2年度の保険料

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもののうち、令和2年4月から9月までに相当する月額算定額

対象者

後期高齢者医療被保険者で要件に該当する方

担当	保険年金課 年金高齢医療係		
実績	令和元年度	430件	7,396,600円
	令和2年度	433件	6,484,700円 (R3.3.31時点)

## 19 介護保険料の減免

支援の内容	<p>第1号被保険者の介護保険料について、被害の状況により減免。  <b>減免対象期間</b> 令和2年9月30日納期限分まで          特別徴収は8月の年金差し引き分まで</p> <p>○居住する住宅の損害（損害金額及び所得要件なし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主たる生計維持者の人的被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡又は行方不明</td> <td rowspan="3">全部</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> </tr> <tr> <td>重篤な傷病を負った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業収入等の減少が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損失額が対象賦課年度の前年の額の10分の3以上</li> <li>・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象</li> </ul> <p>※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なる。</p>	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1	事由	減免割合	死亡又は行方不明	全部	障害者となった場合	重篤な傷病を負った場合
	損害程度	減免割合													
全壊	全部														
半壊・大規模半壊	2分の1														
床上浸水	2分の1														
事由	減免割合														
死亡又は行方不明	全部														
障害者となった場合															
重篤な傷病を負った場合															
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に居住していた住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯</li> <li>・災害により被害を受け、介護保険料負担能力を喪失したと認められる者</li> </ul>														
担当	長寿福祉課 介護保険係														
実績	令和元年度	723件	14,192,750円												
	令和2年度	720件	13,867,500円												

## 20 市税等納期限の延長

支援の内容	市税の減免手続きのために、令和元年10月13日から令和元年12月11日までの間に納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）の納期限を令和元年12月12日（木）まで延長。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替。
対象者	令和元年10月13日から令和元年12月11日までの間に、納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）について課税がある方
担当	個人市県民税：税務課 国民健康保険税：保険年金課 国保税係 口座振替：収納課
<b>実績</b>	-

## 21 後期高齢者医療保険料の納期限延長

支援の内容	普通徴収分 3期 令和元年10月31日納期 4期 " 12月 2日納期 令和元年12月12日（木）まで延長。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替。
対象者	後期高齢者医療保険料普通徴収の方
担当	保険年金課 年金高齢医療係 ※口座振替：収納課
<b>実績</b>	-

## (4) 医療・介護

### 22 国民健康保険一部負担金の免除

支援の内容	住家の全半壊、全半焼、床上浸水の被災をしている場合等は、医療機関等の窓口で保険証と一部負担金免除証明書を提示すると、一部負担金の支払いが不要となる。  【免除対象期間】 令和元年10月13日～令和2年9月末までの診療、調剤及び訪問看護分
対象者	国民健康保険の被保険者であり、以下のいずれかに該当する方。 ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ・主たる生計維持者が行方不明である方 ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
担当	保険年金課 国保給付係
実績	令和元年度 4,090件 22,794,888円 令和2年度 6,823件 38,603,775円

### 23 後期高齢者医療一部負担金の免除

支援の内容	住家の全半壊、床上浸水の被災をしている場合は、令和元年10月12日より医療機関等で受診される際に、被保険者証と一部負担金免除証明書を提示することにより、窓口での自己負担金が無料になる。  【令和2年9月診療分まで】
対象者	・住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ・主たる生計維持者が行方不明である方 ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
担当	保険年金課 年金高齢医療係
実績	令和元年度 3,983件 13,441,906円 令和2年度 6,723件 21,014,548円

## 24 介護保険サービス利用料の免除

<p>支援の内容</p>	<p>被災された要介護認定者等が介護サービスを利用した際、その利用料が免除になる。ただし、施設に入所されている方の食費・居住費は、お支払いいただく必要がある。</p> <p><b>【免除期間】</b></p> <p>令和元年10月1日～令和2年9月末までのサービス利用分</p>						
<p>対象者</p>	<p>■以下のいずれかに該当する方</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方</p> <p>③主たる生計維持者が行方不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>■令和元年10月1日～令和2年3月末までのサービス利用分については上記に該当する方からの口頭申告で免除を受けたが、4月1日以降免除を受けるためには、介護サービスを利用の際に介護サービス事業所に介護保険等利用料免除証明書（以下、「証明書」）を提示する必要がある。</p> <p>■証明書の発行を希望される方は、手続きが必要になる。</p> <p>※既に免除を受けている方に対しては、証明書を発行しているため、改めての手続きは不要。</p>						
<p>担当</p>	<p>長寿福祉課 介護保険係</p>						
<p><b>実績</b></p>	<table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>153人</td> <td>10,724,930円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>164人</td> <td>18,929,379円</td> </tr> </table>	令和元年度	153人	10,724,930円	令和2年度	164人	18,929,379円
令和元年度	153人	10,724,930円					
令和2年度	164人	18,929,379円					

## 25 障がい福祉サービス・補装具及び地域生活支援事業の利用料の免除

支援の内容	<p>被災された障がい福祉サービス等の利用者に対し、利用料を免除。</p> <p>ただし、食費・居住費については、対象外。</p> <p>免除期間：令和元年10月1日から令和2年3月末までのサービス提供分</p>
対象者	<p>被災された障がい福祉サービス等の利用者で、下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</li> <li>②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方</li> <li>③主たる生計維持者が行方不明である方</li> <li>④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方</li> <li>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</li> </ul>
担当	社会福祉課 障がい福祉係
<b>実績</b>	39人 161,579円

(5) 子育て・教育

26 保育所・こども園保育料の減免

支援の内容	<p>被害の状況により、認可保育所・認定こども園・小規模保育施設の0歳～2歳児の保育料を、令和元年10月分から令和2年3月分まで、次の割合により減免。</p> <p>(1) 保育料の算定対象者の住宅又は家財が被害を受けた場合 住宅又は家財の損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の2以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、次の割合により減免。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育料の算定対象者が災害により農作物に被害を受けた場合 農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）は、次の割合により減免。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)(2) どちらにも該当する場合には、保育料の算定対象者に最も有利な割合により減免。</p>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4	合計所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	8/10	550万円以下	6/10	750万円以下	4/10	750万円超	2/10
	合計所得金額		減免の割合																								
		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき																								
500万円以下	1/2	全部																									
750万円以下	1/4	1/2																									
750万円超	1/8	1/4																									
合計所得金額	減免の割合																										
300万円以下	全部																										
400万円以下	8/10																										
550万円以下	6/10																										
750万円以下	4/10																										
750万円超	2/10																										
対象者	災害等により市民税を減免された保育料の算定対象者																										
担当	こども課 保育幼稚園係																										
<b>実績</b>	17人 1,641,050円																										

## 27 児童クラブ保育料の減免

支援の内容	<p>児童クラブを利用する児童の保護者の居住する住宅が被害を受けたとき、保育料を減免。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対 象 「半壊」以上</li> <li>・ 保育料 無料</li> <li>・ 期 間 令和元年10月から令和2年3月までの6か月間</li> </ul>
対象者	被災された、児童クラブ利用児童の保護者
担当	こども課 子育て支援係
<b>実績</b>	55人 829,860円

## 28 こどもセンター預かりルーム使用料の減免

支援の内容	<p>被災された方が、家屋や家財の片づけ等を目的に預かりルームを利用する場合には、使用料を減免。</p> <p>預かりルームの利用には、利用日以前の事前面接・登録が必要だが、利用日当日に面接・登録をしてそのまま預けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用時間 午前9時から午後5時までの間で 4時間以内（火曜日を除く）</li> <li>・ 使 用 料 免除</li> <li>・ 期 間 令和元年10月16日（水）から 令和元年12月28日（土）まで</li> </ul>
対象者	被災された方 被災された家族や知人等の家屋、家財等の片づけを手伝う方
担当	市民交流センターこどもセンター
<b>実績</b>	20人 24,600円

## 29 被災した児童・生徒への教科書・文房具支給

支援の内容	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒に対して、必要とする教科書及び文房具を支給。 文房具の費用の範囲 ・ 小学校児童 一人当たり 4,500円 ・ 中学校生徒 一人当たり 4,800円												
対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒												
担当	学校教育課												
実績	<table> <tr> <td>(教科書) 小学生</td> <td>16冊</td> <td>6,840円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>11冊</td> <td>7,385円</td> </tr> <tr> <td>(文房具) 小学生</td> <td>533個</td> <td>181,120円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>314個</td> <td>102,325円</td> </tr> </table>	(教科書) 小学生	16冊	6,840円	中学生	11冊	7,385円	(文房具) 小学生	533個	181,120円	中学生	314個	102,325円
(教科書) 小学生	16冊	6,840円											
中学生	11冊	7,385円											
(文房具) 小学生	533個	181,120円											
中学生	314個	102,325円											

## 30 被災児童生徒に対する就学援助制度

支援の内容	お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる学用品費、学校給食費等の費用の一部を助成し、お子様の就学を援助。						
対象者	次のいずれかに該当する方 (1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方 (2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、平成30年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方						
担当	学校教育課						
実績	<table> <tr> <td>小学生</td> <td>7人</td> <td>232,209円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>6人</td> <td>336,847円</td> </tr> </table>	小学生	7人	232,209円	中学生	6人	336,847円
小学生	7人	232,209円					
中学生	6人	336,847円					

### 31 被災児童生徒に対する入学準備金の入学前支給

支援の内容	<p>お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる費用の一部を助成し、お子様の就学を援助する制度。</p> <p>このうち、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等：入学の際に通常必要とする学用品や通学用品の購入費）に限り、入学前に支給。</p>						
対象者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方</p> <p>(2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、平成30年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方</p>						
担当	学校教育課						
実績	<table data-bbox="448 875 845 992"> <tr> <td>小学生</td> <td>1人</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>2人</td> <td>114,800円</td> </tr> </table>	小学生	1人	50,600円	中学生	2人	114,800円
小学生	1人	50,600円					
中学生	2人	114,800円					

## (6) 上下水道・住宅

### 32 上下水道料金の減免

支援の内容	<p>1 水道料金</p> <p>◆減免対象となる料金◆</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">対象となる請求月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年11月請求分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年12月請求分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年1月請求分</td> </tr> </table> <p>◆減免の基準◆</p> <p>(1) 対象となる請求月分の水量と、前年同期の水量もしくは前3回の平均水量を比較し、最も少ない水量を使用水量とし、対象月の増加分を減免。</p> <p>(2) 基本水量以内の場合、減免の対象とならない。なお、令和元年10月12日以前に検針した使用水量については検針値とし、令和元年10月13日以後に検針した使用水量を減免の対象とする。</p> <p>2 下水道使用料</p> <p>減免対象となる使用料及び減免の基準については、水道料金と同様とする。</p>	対象となる請求月分	令和元年11月請求分	令和元年12月請求分	令和2年1月請求分		
対象となる請求月分							
令和元年11月請求分							
令和元年12月請求分							
令和2年1月請求分							
対象者	被災された上下水道使用者						
担当	経営課						
<b>実績</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">水道</td> <td style="width: 20%;">3,648件</td> <td style="width: 20%;">8,055,387円</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>2,524件</td> <td>3,826,572円</td> </tr> </table>	水道	3,648件	8,055,387円	下水道	2,524件	3,826,572円
水道	3,648件	8,055,387円					
下水道	2,524件	3,826,572円					

### 33 上下水道料金の減免（追加減免）

支援の内容	<p>上下水道料金</p> <p>◆減免対象となる料金◆</p> <p>被災を受けた建物等で契約されていた上下水道料金のうち次の請求月分</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">対象となる請求月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年11月請求分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年12月請求分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年1月請求分</td> </tr> </table> <p>◆減免の追加支援◆</p> <p>被災した月（10月分）の上下水道料金を全額免除。</p>	対象となる請求月分	令和元年11月請求分	令和元年12月請求分	令和2年1月請求分
対象となる請求月分					
令和元年11月請求分					
令和元年12月請求分					
令和2年1月請求分					
対象者	<p>り災証明書で半壊以上の判定となった上下水道使用者</p> <p>事業用資産り災証明書が発行された事業者</p>				
担当	経営課				

<b>実績</b>	水道	760件	3,541,849円
	下水道	409件	1,315,188円

#### 34 水道の加入金及び手数料の減免

支援の内容	<p>◆減免の基準◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋の被災により敷地を移転し給水装置を新設する場合、加入金の額の2分の1を減免。</li> <li>・ 家屋の被災により給水装置の新設、改造及び撤去の申請が必要な場合、設計審査・工事検査に係る手数料の額の2分の1を減免。</li> </ul>		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋が被災し、被災証明書を取得した水道使用者</li> <li>・ 水道料金に滞納がない方</li> </ul>		
担当	経営課・水道施設課		
<b>実績</b>	加入金	10件	715,000円
	手数料	17件	9,212円

#### 35 下水道受益者負担金等の納期限延長

支援の内容	<p>下水道受益者負担金、下水道受益者分担金の納期限を延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長期間について 令和元年度第3期の期限を令和元年12月12日（木）まで延長。</li> <li>・ 口座振替について 従来どおりの令和元年12月2日（月）に振替。</li> </ul>		
対象者	下水道受益者負担金、下水道受益者分担金を納付している方		
担当	経営課		
<b>実績</b>	-		

### 36 住宅の応急修理制度

<p>支援の内容</p>	<p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に欠くことのできない部分のうち、緊急に修理を要する次の箇所について実施。</p> <p><b>【応急修理の範囲】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋根、柱、床、外壁、基礎等</li> <li>2 ドア、窓等の開口部</li> <li>3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線</li> <li>4 衛生設備</li> </ol> <p>※内装のみを修理するものは、原則として対象外</p> <p><b>【応急修理の基準額】</b></p> <p>1世帯当たり、595,000円（税込）以内</p> <p>（一部損壊（10%以上）は300,000円（税込）以内）</p> <p>※応急修理代金を、市が修理業者に支払う。</p>
<p>対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害により住宅が一部損壊（損壊割合が10%以上、以下同じ）、半壊又は大規模半壊の被害を受けた方。</li> <li>(2) 応急仮設住宅（民間借上住宅を含む）、公営住宅等と応急修理制度を重複して利用しないこと。</li> <li>(3) 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。被害を受けた住宅で生活が可能となることが見込まれること。</li> </ol> </li> <li>2 災害のため住家が半壊又は一部損壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力が ある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断する。</li> </ol> <p>※民間賃貸住宅の借上げ制度（No. 39）及び被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）（No. 39）は、住宅の応急修理制度を利用すると、支援を受けられない。</p>
<p>担当</p>	<p>建築住宅課 指導企画係</p>
<p><b>実績</b></p>	<p>508世帯</p>

### 37 民間賃貸住宅の借上げ制度

<p>支援の内容</p>	<p>住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供。（光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などは、入居者負担。）</p>
<p>対象者</p>	<p>1 入居者の要件（いずれにも該当）</p> <p>(1) 令和元年10月12日現在、市内に居住していた方</p> <p>(2) 次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>② 半壊（大規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方（土砂や流木、その他の支障物を容易に除去できず、かつ、床、壁、衛生設備等を修理し、ハウスクリーニング、清掃及び消毒をしても居住できない程度に被災した場合）</p> <p>※半壊（大規模半壊を含む）のり災証明を受けた方で、修理等で一時的に居住できない方についても、修理等が終わるまでの間、供与対象として認めることとなった。「水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用できない状態にある」ことが必要であり、半壊であっても「床上浸水」のみの場合は対象とはならない。</p> <p>③ ライフラインが途絶、避難指示など、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方</p> <p>(4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</p> <p>2 借り上げる住宅の要件（いずれにも該当）</p> <p>(1) 貸主から同意を得ているもの</p> <p>(2) 昭和56年以降建設の住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること。</p> <p>(3) 家賃が、1か月当たり6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円以下）であること。</p> <p>※上記に該当する方で、10月12日以降にすでに別途契約している方も対象となる。</p> <p>※住宅の応急修理制度（No. 36）は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなる。</p>
<p>担当</p>	<p>建築住宅課市営住宅係</p>
<p>実績</p>	<p>110件</p>

### 38 建築確認申請書の手数料免除

支援の内容	<p>被災された方の住宅の建築に係る確認申請等の手数料を免除。なお、免除期間は当初、令和2年10月11日までとされていたが、令和4年10月11日まで延長。</p> <p>【免除の対象となる手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認申請手数料</li> <li>・ 完了検査申請手数料</li> <li>・ 中間検査申請手数料</li> <li>・ 位置指定申請手数料</li> </ul> <p>※令和4年10月11日までに建築物の建築等に係る当初の申請（建築確認）が行われたものは、その後の申請（中間検査、完了検査）の手数料も免除。</p>
対象者	<p>令和元年台風第19号により被害を受けた、住宅（一戸建て、共同住宅、長屋等の専用住宅をいう。以下、同じ）または兼用住宅の所有者または居住者で、市町村から発行される「り災証明書」の判定が「半壊」以上の方</p>
担当	建築住宅課
<b>実績</b>	22件

### 39 被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）

支援の内容	<p>生活環境保全上の支障となっていると市が判断した被災家屋等の解体・撤去を市が所有者に代わって行う。</p> <p>すでに解体・撤去を行った場合の費用について、市が所有者へ支払うことができる場合もある。（解体前・工事中・解体後の写真、解体業者との契約書、費用の明細等の書類を準備しておく必要がある。）</p>
対象者	<p>「り災証明書」で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」とされた個人所有の家屋、中小企業の所有物、これらと一体となって解体、撤去する建築物の所有者</p>
担当	環境課
<b>実績</b>	153件

#### 40 一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

支援の内容	(1) 使用期間 原則3か月以内（令和2年1月末まで） ※あくまでも一時的な避難による無償提供。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（光熱水費、共益費は自己負担）
対象者	須賀川市在住の方で、災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。（暴力団員でないこと）
担当	建築住宅課 市営住宅係
<b>実績</b>	7件

#### 41 一時的な災害公営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

支援の内容	(1) 使用期間 原則3か月以内 ※あくまでも一時的な避難による無償提供。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（光熱水費、共益費は自己負担）
対象者	須賀川市在住の方で、災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。 （暴力団員でないこと）
担当	建築住宅課 市営住宅係
<b>実績</b>	8件

#### 42 市が分譲する住宅地の特別割引制度

支援の内容	市が分譲する住宅地（ガーデンタウン虹の台、ながぬまニュータウン）を半額で販売。
対象者	自ら居住する住宅を建築するために、宅地を必要とする個人及び社員住宅を建築するために宅地を必要とする法人等で、次の要件を満たす方。 ・居住する住宅が「半壊」以上の証明を受けた方 ・市税等を滞納していない方
担当	企画政策課
<b>実績</b>	2件

## (7) 農業・商工業

### 43 農業被害証明書交付

支援の内容	<p>農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受け、農家経営安定資金等の融資を申し込むに当たり「被害証明書」が必要となる農業者に対し、証明書を交付。</p> <p>[資金の詳細]</p> <p>○農家経営安定資金（小災害資金） 福島県独自の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金使途 農業施設等の復旧、営農のための運転資金</li> <li>・ 償還期限 10年以内（うち据置3年以内）</li> <li>・ 貸付限度額 500万円</li> <li>・ 貸付利率 0.06%以内（農協取扱いは無利子）</li> <li>・ 申込期限 令和2年3月13日（金）まで</li> </ul> <p>○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金使途 災害等に対し農業経営を維持・安定するための資金</li> <li>・ 償還期限 10年以内（うち据置3年以内）</li> <li>・ 貸付限度額 1,200万円</li> <li>・ 貸付利率 0.06%（貸付当初5年間実無利子）</li> <li>・ 申込期限 令和2年3月31日（火）まで</li> </ul>
対象者	農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受けた農業者
担当	農政課
<b>実績</b>	37件

### 44 農業等災害対策の相談

支援の内容	<p>農業施設や農業機械等の修繕更新など、営農を再開する農業者への相談受付。</p> <p>（補助申込の受付は、令和元年12月3日（火）から市内JA各支店で行う。）</p>
対象者	農業施設・機械等に被害を受けた農業者
担当	農政課
<b>実績</b>	1,766件

#### 45 農地等災害対策の相談

支援の内容	農地・農業用施設復旧に対して支援。 申請受付は、令和元年11月21日から令和2年12月25日まで。
対象者	被害を受けた農地・農業用施設の所有者または耕作者
担当	農政課
<b>実績</b>	1,157件 306,558,000円

#### 46 事業用資産り災証明書交付

支援の内容	災害で被害を受けた事業用資産の被害状況に対して、り災証明書を交付。
対象者	市内で事業を営む方 ・市内の物件、設備が対象。 ・市内事業者でも市外の物件については対象外。
担当	商工課
<b>実績</b>	295件

#### 47 災害救援物資の提供

支援の内容	全国から寄せられた災害救援物資を、災害で被害を受けた方に提供。
対象者	災害で被害を受けた方
担当	商工課、観光交流課
<b>実績</b>	436世帯 10,565個

#### 48 豪雨対策特別資金融資制度

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金用途 運転資金、設備資金（併用可）</li> <li>・ 融資限度額 1事業者 3,000万円以内</li> <li>・ 返済期間 10年以内（据置期間2年以内）</li> <li>・ 利率 固定1.5%以内</li> <li>・ 取扱期間 令和元年11月11日から令和9月30日まで</li> <li>・ 申込先 市融資制度取扱金融機関  <ul style="list-style-type: none"> <li>【須賀川信用金庫市内 5店舗、</li> <li>東邦銀行市内 3店舗、</li> <li>福島銀行須賀川支店、</li> <li>大東銀行須賀川支店、</li> <li>常陽銀行須賀川支店、</li> <li>県商工信用組合須賀川支店】</li> </ul> </li> <li>・ 優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 信用保証料補助 35万円まで</li> <li>イ 利子補給 約定利子 最大5年間全額申請</li> </ul> </li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市内に事業所を有する者</li> <li>イ 市長が発行する豪雨災害によるり災証明書を受けた者</li> <li>ウ 市税を完納している者</li> <li>エ 借入計画が適当であると認められる者</li> <li>オ 直近1か月の売上高が前年同月と比べて20%以上減少している者</li> </ul>
<p>担当</p>	<p>商工課</p>
<p><b>実績</b></p>	<p>55件 878,290,000円</p>

## (8) 衛生・健康・災害ごみ

### 49 保健師等による健康相談

支援の内容	保健師及び管理栄養士が、避難者の健康状態確認のため避難所を巡回。 また、通常業務に加え、被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による体調確認・保健指導を実施している。
対象者	全員
担当	健康づくり課
<b>実績</b>	自宅訪問数 945件 避難所面会人数 317件

### 50 家屋床下の消毒・消毒液の無料配布

支援の内容	被害を受けた家屋を対象に、床下の消毒を行う。 消毒実施時に床上・床下用薬剤も一緒に配布。 消毒用薬剤：10%塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）を50～200倍に希釈したものを使用。
対象者	被災した家屋
担当	健康づくり課
<b>実績</b>	床下消毒 867件

### 51 消毒液の無料配布（事業所）

支援の内容	被災を受けた事業所を対象に、消毒液の無料配布を行う。
対象者	被災した事業所
担当	商工課
<b>実績</b>	150本

### 52 災害ごみの収集（戸別収集）

支援の内容	環境課への電話申込みにより、申込者宅へ収集車を配車して回収。
対象者	水害により浸水被害を受けた方
担当	環境課
<b>実績</b>	-

## (9) その他

### 53 個人番号カード再交付手数料の免除

支援の内容	災害で紛失、損傷した個人番号カードの再交付にかかる手数料を免除。
対象者	須賀川市が発行する「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員
担当	市民課
<b>実績</b>	通知カード 95件 マイナンバーカード 6件

### 54 福島県パスポート発給手数料の一部免除について

支援の内容	災害により有効なパスポートを紛失、損傷された方の旅券手数料の一部を免除。 免除される金額（福島県分） 2,000円 ※国に納める手数料は免除されない。 ※申請は1回限りの適用。
対象者	1 災害によって有効な一般旅券を紛失又は損傷したとき、その旅券の有効期間満了日までに、福島県内で、紛失による新規申請又は損傷による切替申請をする方 2 住宅等が災害により「全壊、大規模半壊、半壊」の「り災証明書」を受けた方
担当	市民課
<b>実績</b>	2件 1,200円

～参考資料～

# 台風 19 号被害に伴う申請・相談窓口案内図

※必要な窓口の番号札（A～F）をお取りください。

- A：り災証明書再発行
- B：り災証明再調査受付
- C：被災証明書（・災害ごみ）
- D：個人市県民税の減免  
固定資産税・都市計画税の減免  
国民健康保険税の減免  
介護保険料の減免
- E：住宅の応急修理
- F：民間賃貸住宅の借り上げ

## 【相談窓口】

みんなのスクエア

## 【3番窓口】

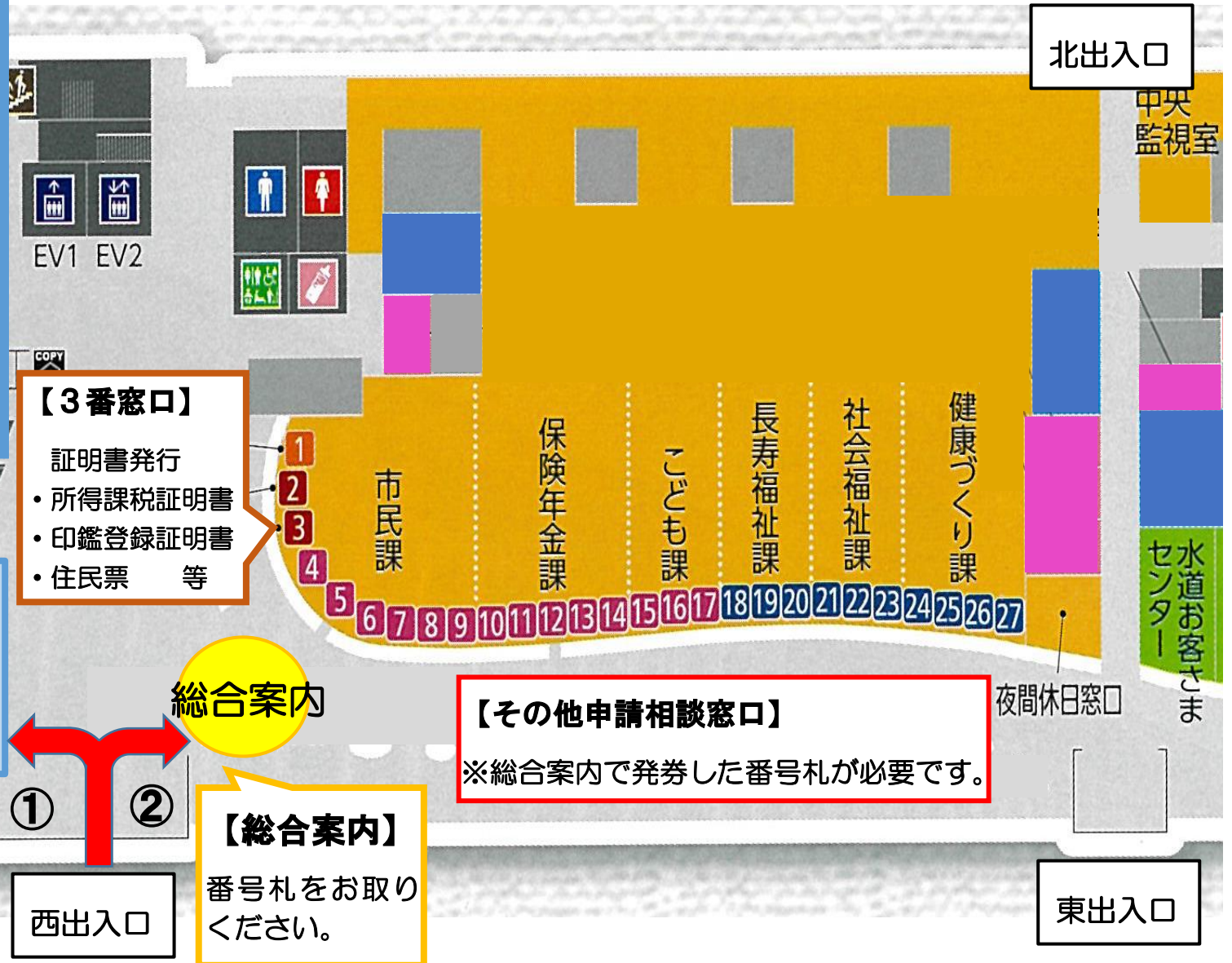
- 証明書発行
- ・所得課税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票 等

## 【その他申請相談窓口】

※総合案内で発券した番号札が必要です。

## 【総合案内】

番号札をお取りください。



ù ° ?

# Ë ' " 0 è Ø ù « ³ í . g Ø K ´ Ñ Ô ò " Å r ! G . • Ë

œ . " ¼ . f 9 ´ . î ž Ō " . ž Ç ´ t î                      Ñ Ó " x H • e > Ç ç u

œ . 3 , , t • ž Ç . Ç Ð k . " Ê ´ t                      . Å r ! G Û Ç ± Ê " Ë .

° ç . ° t • Ç ~ © ž • u

^ F Æ

j Ó î ° " •

• 1 " ð < . . 9 Ð - æ ù ´ ® - t c K • ´ , t [ È ° ç u

è Ð © Ä í Ð æ ù ³² Û " ž Ō Ô p , t " b • ó Ø æ ~ © ž • ç Ê 1 ø Ê 2 Ë £

j ó 8 + û 3 ÿ 8                      S Å 0248 ç ± £ « « « «

ò " î 9 » é , t ~ â Á Ō                      — ° Ç ç u

è c Ō ° - Ô : Ó , t / œ - 8 : - a " Ò œ , 5 : 15 ± ³ Ó Ç ç u

j ò " ê 7 » é , ~ â Á

~ â Á " b • ó Ø æ ~ © ž • u

è Ê 4 ° ~ ò " Å r » é © ê ,                      Ý • Û Ë ~ © ž • u

j ù 5 ? " Ò • m | 7 Y L                      ´ - • -

| ³ m | 7 Y L . Ñ , t                      ò Å r ! G ® , .                      - ò ÷ ° ç u

è æ + ) À Ç ° Ë î 9 4 % Û : í [ v ° ç u - à                      2 ° " 2 MHz f

è ‡ ü . 4 % , t 8 8 ø " Ò • • • " © š Ç ç ç f . Ë ì ó 8 Á £

° v ÷

è µ : Û . ! G ° ç u

è : ´ , t ‡ ü . 4 % Û • ) Ð ~ © ž • u

¤ D ' Ú E  
Û - Þ Ø - ¶































































































